

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄)

(平成16年3月19日 閣議決定)

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(2) 規制に係る手続の見直し

④ 行政手続法の見直し

ア 総務省は、行政手続法施行後10年間の運用状況を踏まえ、速やかに行政立法手続等を含めた行政手続法の見直しを行う。なお、その際、規制の設定又は改廃に係るパブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う。【平成16年度中に検討開始】

イ 上記の行政手続法の見直しにおいて、行政処分や行政指導における書面交付制度の在り方について、改めて実態調査を行った上で改善すべき点が無いか、検討を行う。【平成16年度中に検討開始】

ウ 申請に対する審査基準や処分の基準について「できる限り具体的なものとしなければならない」、「(適当な方法により)公にしておかなければならない」と定める行政手続法の趣旨を踏まえ、申請者たる事業者等から「審査基準の内容について不十分」との指摘や「審査基準の一層の具体化を求める」との要望があるものについては、各所管府省においてパブリック・コメント手続等を行った上で、早急に具体化するとともに、「審査基準の公表がなされていない」との指摘があるものについては、原則公表する。【平成16年度中に措置】

エ 総務省は、現在実施している「行政手続法の施行状況に関する調査」の調査項目について、例えば審査基準設定の有無のみならず公表の有無を加える等、その拡充を図る。【平成16年度中に措置】

② パブリック・コメント手続の見直し

エ 後述する行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う。【平成16年度中に措置】

* II 重点計画事項

5 規制に関する基本ルールの見直し

2 規制に係る手続の見直し

(4) 行政手続法の見直し①～④、(2) パブリック・コメント手続の見直し④においても同様の記述がある。